**《介護職員による喀痰吸引等の実施について》**

**事業者登録をしなければ、介護職員が喀痰吸引や経管栄養を実施することはできません。**

（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項、法附則第20条第1項）

**＜喀痰吸引等の業務実施までの流れ＞**

**②実地研修の修了**

左記の研修の修了証書を受領した介護職員は所属事業所に報告

↓

所属事業所から実地研修の業務実施計画書等を提出

↓

実地研修

↓

業務完了報告書等を提出

↓

修了証明書を交付

※書類の提出先：県または県社会福祉協議会または登録研修機関）

**①講義・演習の終了**

**③認定証の申請**「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を県に申請

↓

県から認定証を交付

**④事業者登録の申請**

「登録喀痰吸引等事業者」の登録を県に申請

↓

県から登録通知

**⑤実施**

事業所登録通知に記載してある事業開始年月日から、サービス提供が可能。

※認定証に記載されている行為のみ

**登録研修機関主催の基本研修を修了**

もしくは

**実務者研修の医療的ケアの科目（50時間）を修了**

もしくは

所定の研修を修了した

指導者による評価

**介護福祉士養成施設において医療的ケアの科目（50時間）を修了**

**※平成27年度以降卒業者**

既に事業者登録がされている場合

実施する業務の追加：

事業者登録更新申請

業務従事者の追加：

事業者変更登録届出

＜**認定証交付申請＞**

　　所属事業所または実地研修修了者本人から県高齢福祉課に対して、認定特定行為業務従事者認定証の交付申請を行う。

※実地研修修了証書の交付時に、所属事業所に対して、認定証交付申請の案内文書を送付する。

＜**事業者登録申請＞**

　　所属事業所から県高齢福祉課に対して、登録喀痰吸引等事業者の登録申請を行い、事業者登録を受ける。

　　※事業者登録をしなければ、喀痰吸引や経管栄養の業務を実施することはできません。

　　※既に登録がされている事業者において、実施する喀痰吸引や経管栄養の業務が追加となる場合は、事業者更新登録申請が必要。また、実施する業務に変更が無い場合も、業務従事者が追加となる場合は、事業者変更登録申請が必要。

**介護職員が喀痰吸引や経管栄養を実施するための条件**

**※認定特定行為業務従事者（省令別表第一号、第二号研修修了者）ができる行為**

①口腔内の喀痰吸引　②鼻腔内の喀痰吸引　③気管カニューレ内部の喀痰吸引

④胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養　⑤経鼻経管栄養　　のいずれか

**※認定特定行為業務従事者（経過措置対象者）ができる行為**

①口腔内の喀痰吸引　②胃ろうによる経管栄養（チューブ接続及び注入開始を除く）　のいずれか

①認定証の交付を受けていること

②登録喀痰吸引等事業者に所属していること

③医師の指示と入所者（利用者）の同意があること

④看護師等との連携体制があること

**※悪質な違反が認められる場合は、違反行為者に対して30万円以下の罰金が課せられます。**

**（社会福祉士法及び介護福祉士法第53条第4項、法附則第23条第1項）**

**○問い合わせ先**

**福島県高齢福祉課　TEL 024-521-716５**

**ホームページ　https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/kakutannkyuuinn.html**